

知事答弁要旨記録

令和2年9月10日(木)

杉本 透 議員(会派 自民党) 本会議 代表質問

(質問要旨)

1 県政課題に対する知事の基本姿勢について

(1) 税収見通しと今後の財政運営について

知事提案説明において、県税収入については、令和2年度は予算計上額から900億円規模の減収を、令和3年度は2年度当初予算と比べて更なる減収を見込んでいる一方で、介護・医療・児童関係費などが増額となる見込みなどから、令和3年度の財源不足額は、概ね1,100億円を見込んでいるとの説明があった。

しかし、こうした厳しい財政状況にあっても、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害への対応など様々な課題に迅速かつ的確に対応していくことが重要であり、今後も県税収入の動向を的確に把握し、財政運営を行う必要がある。

そこで、令和2年度と3年度の県税収入をどのように見込んだのか、また、今後どのように財政運営に取り組んでいくのか、併せて見解を伺いたい。

(知事答弁)

県政課題に対する私の基本姿勢について何点かお尋ねがありました。

まず、税収見通しと今後の財政運営についてです。

はじめに、令和2年度と3年度の税収見通しについてです。

景気は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益が減少し、消費活動も落ち込む、大変厳しい状況にあります。

2年度の税収は、こうした状況を反映して、主要税目である法人二税や地方消費税が当初の見込みを下回る見通しであることから、現時点では、当初予算額に対して、900億円規模の減収を見込んでいます。

また、3年度については、感染症の影響の長期化により、法人二税や地方消費税が更に落ち込むことに加えて、労働時間や賞与の減少などによる個人所得の低下を反映して、個人県民税の減収も見込んでいます。

こうした状況から、3年度の県税収入は、税交付金等を含めた実質ベースで、2年度当初予算額を1,300億円程度、下回るものと考えています。

次に、今後の財政運営についてです。

まず、令和2年度の県税収入のうち、法人二税の減収に対しては、減収補填債を最大限活用してまいります。

一方で、地方消費税の減収については、減収補填債の対象となっていないため、全国知事会とも連携し、発行対象とするよう、引き続き国に強く働き掛けを行ってまいります。

次に、3年度については、県主催イベントや海外視察、不急の建設事業等を原則中止・延期するなど、予算編成作業において、コロナ禍で取り組むべき事業を徹底的に精査していきます。

また、今年度予算の節減・抑制によって確保した財源や当初予算額を上回って交付決定された地方交付税等を、3年度予算に活用していくとともに、それでもなお財源不足が解消しない場合には、財政調整基金の取り崩しについても検討します。

こうした取組を通じて、新型コロナウイルス感染症対策や自然災害への対応など、県民生活に直結する様々な課題にしっかりと対応してまいります。

(要望)

税収見通しと今後の財政運営についてであります。財源不足額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度当初予算編成時の約700億円から拡大しており、本県の財政状況はまさに危機的な状況にあります。

県としてしっかりと事業を見直し、取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な財源措置や、地方交付税の総額確保などを強く国に求めるよう要望をいたします。

また、コロナ禍を乗り越えていくには、もとより市町村の協力が不可欠であります。

市町村も、本県同様厳しい財政状況の中、対応をしています。ともに新型コロナと戦う市町村への支援という視点も持ちつつ、しっかりと当初予算編成に臨んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

知事答弁要旨記録

令和2年9月10日(木)

杉本 透 議員(会派 自民党) 本会議 代表質問

(質問要旨)

1 県政課題に対する知事の基本姿勢について

(2) 法人二税の超過課税の延長について

法人二税の超過課税の延長に当たっては、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」、「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」の三つの活用目的が示されたが、現下の厳しい経済情勢を踏まえると、税を負担する法人の理解を得ることが、何よりも大切である。

そこで、今年6月の総務政策常任委員会では、県内の経済団体及び法人に対して、超過課税の延長に関するアンケートを改めて実施するとの報告があったが、その結果、経済団体及び法人の受け止めは、どうだったのか伺いたい。また、超過課税の活用にあたり、政令市への支援も含めて、具体的にどのような事業に活用しようと考えているのか、併せて見解を伺いたい。

(知事答弁)

次に、法人二税の超過課税の延長についてです。

超過課税は、特別な財政需要に対応するために、県内法人の皆様特別な税負担をお願いするものであり、その延長に当たっては、御負担いただく法人の皆様の御理解をいただくことが大変重要です。

そこで、本年5月以降、2回にわたり、超過課税を御負担いただく県内の主な法人や経済団体に対し、超過課税の延長の必要性やその活用目的など、本県の考え方を示し、御理解をいただくよう努めてまいりました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況が厳しい中ではありますが、御回答いただいた法人や経済団体の9割以上の皆様から肯定的な御意見をいただき、おおむね御理解をいただけたものと受け止めております。

また、具体的な活用目的に関する御意見の中には、県内経済の回復と社会基盤の整備のために迅速な対応を求める声なども寄せられております。

次に、具体的な活用事業ですが、「災害に強い県土づくりの推進」として、頻発化・激甚化が懸念される大規模水害等への対策や市町村と連携した地震防災対策に活用するほか、政令市が行う市街地再開発についても、減災対策に資することから、新たに活用事業とすることを検討していきます。

また、「幹線道路の整備」として、県内経済の持続的な発展や災害時における物資輸送に資するため、自動車専用道路の整備などに引き続き活用していきたいと考えています。

さらに、新たに活用目的として追加した「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策」については、中小企業の経営基盤の強化や観光産業の振興など、地域経済を活性化するための施策に活用していきます。

また、ビジネスモデル転換への支援など、柔軟な経済構造を構築するための施策にも活用し、県内経済の回復とその後の持続的な成長につなげていきます。

こうした事業に、超過課税の財源を有効に活用させていただくことで、県民生活や企業活動に直結する喫緊の行政課題に、着実かつスピーディーに対応してまいります。

(要望)

次に、超過課税の延長についてであります。現下の経済情勢にあつて、超過課税の延長は、これまで以上に法人の皆様にとって大きな負担となりますので、十分な理解を得ることが必要不可欠と考えていますが、経済団体や法人の皆様に対するアンケートの結果、おおむね肯定的な御意見をいただいたことは、超過課税の必要性や意義について、一定の理解が得られたものと考えております。

超過課税を有効に活用することは、当然のことではありますが、その活用状況や事業の進展状況を随時お知らせするなど、延長後においても、税を御負担いただく法人の皆様への丁寧な対応に努められるよう要望いたします。

令和2年第3回 県議会定例会

(障害サービス課)

杉本 透 議員

(会派：自民党)

9月10日

代表質問

<p>質問</p>	<p>1 県政課題に対する知事の基本姿勢について</p> <p>(3) 津久井やまゆり園の再生と新たな障がい者支援について</p> <p>ア 津久井やまゆり園の指定管理者の選定について</p> <p>今年1月、津久井やまゆり園の指定管理者であるかながわ共同会の利用者支援の状況等を検証する検証委員会が設置された。</p> <p>検証委員会がまとめた中間報告書では、園での虐待が疑われる事案や、園や法人のガバナンスのあり方が指摘されたが、こうした指摘に真摯に向き合い、再発防止策を策定することが非公募の条件であり、不適切な支援が改善されないと安心してかながわ共同会に任せることはできないと考えている。また、設置者である県としても、共同会が支援内容の改善や支援環境の整備を図れるよう、しっかりと対応すべきである。</p> <p>そこで、かながわ共同会が、検証委員会による指摘を踏まえ、新しい津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園での支援の改善を進めるにあたり、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の決意を伺いたい。</p>
<p>知事答弁</p>	<p>【答】</p> <p>次に、津久井やまゆり園の再生と新たな障がい者支援についてお尋ねがありました。まず、津久井やまゆり園の指定管理者の選定についてです。</p> <p>私は、津久井やまゆり園の再生によって、新しい障がい福祉のあり方を神奈川から示していく必要があると考えてきました。</p> <p>「津久井やまゆり園利用者支援検証委員会」からは、長時間の居室施錠など、虐待の疑いの強い身体拘束が指摘されています。</p> <p>私自身、以前津久井やまゆり園で長時間身体拘束をされていた方にお会いしました。今は別の施設で暮らす、その生き生きとした表情を見て、あらためて施設の支援のあり方が、おひとりおひとりにとってどれほど重要な意味を持つものかを、痛感致しました。「安全面を優先した」などの理由であったとしても、不適切な身体拘束は決してあってはなりません。閉じ込められたり、縛られたりすることが、どれほどの苦痛を伴うことなのか、その利用者ご本人の目線に立って、支援のあり方を徹底して見直すことが不可欠だと考えています。</p> <p>県は、検証委員会から指摘された、虐待が疑われる事案など、利用者支援の課題について、かながわ共同会に対し、事実確認と原因究明を行い、再発防止策を取りまとめることを求めています。かながわ共同会は、現在、管理運営や執行体制など、ガバナンスのあり方の見直しを含めた、再発防止策を取りまとめている最中であると承知しています。県は、指定管理者の非公募での審査手続きの中で、かながわ共同会が指摘に真摯に向き合い、生まれ変わる覚悟で再発防止に取り組もうとしているのか、厳正な審査を行います。</p> <p>それとともに、仮に、指定管理者として運営することとなった後も、令和4年度まで、県は、かながわ共同会がより良い支援へ改善を続けているか、モニタリングなどにより、しっかり確認していきます。かながわ共同会が、生まれ変わる覚悟で再発防止に取り組むことが認められた場合は、人員体制など、必要な運営体制が構築できるよう、県は設置者として、その環境を整えていきます。</p> <p>また、私は、これまでの県の指導についても問題があったと厳しく受け止めています。現在、福祉子どもみらい局長をトップとした検証チームを立ち上げ、これまでの県によ</p>

【要望】

(検討部会について)

また、新たに設置された検討部会ですが、検証委員会が明らかにした課題等を踏まえ、先日寄せられた愛名やまゆり園における不適切な支援の情報を含め、県立施設全体の支援の実態について、その背景や課題を明らかにして、今後の支援の改善につなげてほしいと思います。

また、当事者や家族の方々をはじめ、施設運営や障がい者支援の専門的な知見を有する委員で構成する検討部会の強みを最大限発揮し、利用者目線に立った障がい者支援の実現に向け、未来志向的な議論をしていただくことを期待しています。

これがひいては、本県のみならず、我が国の障がい者福祉の新しい方向性につながるものと考えています。

そこで取りまとめられた利用者目線に立った障がい者支援のあり方は、令和5年度から始まる指定管理の公募条件にしっかりと反映させ、その方向性が実践できる、先進的な指定管理者による施設運営を実現してほしいと思います。

そして、この利用者目線に立った障がい者支援のあり方は、全国に先駆けて行うものでありますら、単に県立施設に留まらず、民間施設も含め、全県の障がい者施設に拡げられるよう、しっかりと取り組んでほしいと思います。

を伺いたい。

(答弁)

常勤のCIO兼CDOの必要性についての御指摘でありました。

このICTの世界は日々進化し続けておりまして、こうした変化を敏感に捉え対応していくためには、ICT企業にも籍を置き、第一線で活躍している方にお任せする、それがよいと考えています。

また、このCIO兼CDOの新しい指名に合わせて、事務方の執行責任者といたしまして、新たにデジタル行政担当局長、こういったものを設置しまして体制を強化しておりますので、この体制で本県におけるデジタル化・データ利活用を推進してまいりたい、そのように考えております。

【要望】

非常に重要であるCIO等について、県職員の局長を付けたということだが、県職員というのはある意味で素人である。その職員を局長にしたからと言って、本当に江口氏と一緒にしっかりと推進できるかということ、ある程度時間がかかるのではないかと思う。今、非常にスピード感が求められている時代の中で、知事と考え方が違う。やはり、専任の職員として、しっかりとやっていただくことが重要だと考える。

これからそういう形でスタートするわけなので、しっかりとやっていただきたい。

(終わり)